

右又申(通)報候也

(別記第一號)

×月三十日休珠議書ニ依ル要求ニ對スレ同悉  
第一條 踏時年當金、内ノ割五分、既ニ本給ニ經タル事ニ決定シ其實施方法ノ目下詳究中ナリ。尚米價補給金及一割五分ニ對之元赤ノ處申上。

第二條 本條ニ關ニテハ應ニ難シ  
第三條 本条ニ關ニテハ應ニ難シ

本条ニ關ニテハ應ニ難シ

第四条 (1) 一般ノ慣習ニ從ヒ其法會ヲ行ナ考ヘナリ。

(2) 父母妻子ノ場合ニ對之ニハ相當考慮ノ上決定実施ス

(3) 本項ニ對之ニハ應ニ難シ

第五条 皆勸賞與支給方法改正ノ件ハ既ニ會社ニ行秀

慶中ノコトニシテ追予実施ス